

リハビリ職員の不適切な事務処理事案への対応について

1 事案の概要

令和5年3月31日、県立病院のリハビリ担当職員2名に対し「文書訓告」を実施。

【理由】

①リハビリについての不適切な事務処理

- ・患者に実施したリハビリの詳細な内容が記録できていなかった。
- ・患者に実施したリハビリの開始・終了時刻の正確な把握を怠り、電子カルテに不正確な記録を行っていた。 など

②昼休憩の不適切な取得（1名のみ）

2 診療報酬の自主返納

厚生労働省四国厚生支局との協議の下、診療報酬の請求において不備と認められるケースを調査した結果、診療報酬の請求権が及ぶ令和2年4月以降における診療報酬について、該当する保険者及び患者への自主返納を行うこととなった。

年 度	不備件数	返納額
令和2年度	1,632	3,594,840円
令和3年度	1,408	3,408,390円
令和4年度	1,526	3,375,000円
計	4,566	10,378,230円

3 再発防止策

- ・事案発覚後速やかに、県立3病院に対し、適切な事務処理の徹底を指示。
- ・さらに、県立3病院に対して文書を発出し、統一的な事務処理方法を示すとともに、事務の執行状況を適切に把握するよう指示。
- ・現在、不適切事案に該当するリハ記録の有無を電子カルテ上で自動チェックできる機能の構築に向けて検討中。